

令和7年第3回大洗町議会定例会

議事日程（第1号）

令和7年9月2日（火曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第48号 令和6年度大洗町一般会計歳入歳出決算
議案第49号 令和6年度大洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
議案第50号 令和6年度大洗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
議案第51号 令和6年度大洗町介護保険特別会計歳入歳出決算
議案第52号 令和6年度大洗町地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算
議案第53号 令和6年度大洗町営公園墓地事業特別会計歳入歳出決算
議案第54号 令和6年度東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会特別会計歳入歳出決算
議案第55号 令和6年度大洗町水道事業会計歳入歳出決算
議案第56号 令和6年度大洗町下水道事業会計歳入歳出決算
報告第 7号 令和6年度大洗町財政健全化判断比率について
報告第 8号 令和6年度大洗町公営企業会計資金不足比率について
- 日程第 4 議案第57号 大洗町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
議案第58号 大洗町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第59号 大洗町議會議員及び大洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
議案第60号 大洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
議案第61号 大洗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
議案第62号 大洗町地方卸売市場条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第63号 令和7年度大洗町一般会計補正予算（第2号）
議案第64号 令和7年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第65号 令和7年度大洗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第66号 令和7年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第67号 令和7年度大洗町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第68号 7国補公園第0-1-1号「トヨペット エンジョイパーク 大洗」野球場改修工事請負契約の締結について
- 日程第 7 同意第12号 大洗町教育委員会委員の任命について

- 日程第 8 発議第 3 号 大洗町太陽光発電設備の適正な設置、管理等に関する条例
- 日程第 9 請願第 2 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
- 日程第 10 報告第 9 号 大洗ターミナル株式会社の令和 6 年度事業報告並びに令和 7 年度事業計画について
- 日程第 11 寄附の受入れについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	飯田英樹	議員	2番	石山淳	議員
3番	関根健輔	議員	4番	小野瀬とき子	議員
5番	櫻井重明	議員	6番	伊藤豊	議員
7番	柴田佑美子	議員	8番	小沼正男	議員
9番	今村和章	議員	10番	勝村勝一	議員
11番	坂本純治	議員	12番	菊地昇悦	議員

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	國井 豊	副町長	関 清一
教育長	長谷川 馨	監査委員	中根 一明
秘書広報課長	小沼 敏夫	まちづくり推進課長	海老澤 督
総務課長	清宮 和之	税務課長	長谷川 満
住民課長	小沼 正人	福祉課長	田山 義明
こども課長	佐藤 邦夫	健康増進課長	小林 美弥
生活環境課長	大川 文男	都市建設課長	田中 秀幸
上下水道課長	大塚 学	農林水産課長	中崎 亮二
商工観光課長	住谷 幸泰	教育次長兼 学校教育課長	深作 和利
生涯学習課長	磯崎 宗久	消防長	二階堂 均
会計管理者兼 会計課長	本城 正幸		

事務局職員出席者

事務局長 高柳成人 議会書記 坂田智明

○飯田議長 おはようございます。

議場内でのカメラ撮影、野次、拍手につきましては禁止となっております。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくかマナーモードに設定してくださるようお願いいたします。

本日の会議は、インターネット上のライブ配信を行うことと併せ、職員が広報・記録用として会場内の写真撮影をしておりますので、ご理解とご協力のほど宜しくお願ひいたします。

開議 午前 9時30分

◎開会および開議の宣告

○飯田議長 ただいまの出席議員は12名であります。

これより令和7年第3回大洗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○飯田議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、7番 柴田佑美子議員、8番 小沼正男議員を指名いたします。

◎会期の決定

○飯田議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から11日までの10日間といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は10日間と決定いたしました。

◎議案第48号ないし議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

◎報告第7号および報告第8号の上程、報告

○飯田議長 日程第3、議案第48号から議案第56号まで、令和6年度大洗町一般会計歳入歳出決算及び令和6年度大洗町特別会計歳入歳出決算8件を一括して議題とし、提案理由の説明を求めます。

また、これらの歳入歳出決算に関する報告第7号 令和6年度大洗町財政健全化判断比率について、報告第8号 令和6年度大洗町公営企業会計資金不足比率についても、併せて報告を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 皆さん、おはようございます。

地方自治法第233条第3項および地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議案第48号令和6年度大洗町一般会計歳入歳出決算から議案第56号令和6年度大洗町下水道事業会計歳入歳出決算まで、計9件の決算認定について、一括してご説明申し上げます。

なお、一般会計および各特別会計の決算の概要是、「大洗町決算説明資料その1」の2ページから4ページに記載しておりますので、該当箇所にも触れながら、令和6年度決算の主な特徴をご説明いたします。

また、報告第7号及び第8号につきましても、決算と関わりが深いため、併せてご説明いたします。

まず、「大洗町決算説明資料その1」の2ページをお開き願います。

一般会計の歳出についてです。

本町では、全国に先駆けて導入した火災監視等AIカメラの運用や、令和6年6月に国土交通大臣の同意を得た堀割・五反田周辺地区における防災集団移転促進事業など、住民の命と暮らしを守るまちづくりを推進してまいりました。

併せて、不妊治療費の助成や500円タクシーの実証試験など、日常生活を支える施策を進めるとともに、町内で新たに創業される方々への支援を通して、事業の継続的な発展と地域活性化にも力を注いでまいりました。

その結果、一般会計の歳出総額は108億4,655万4,000円となり、前年度比で3億5,175万5,000円（伸び率3.4%）の増加となりました。これは過去5年間において最も大きな規模であります。

一方、歳入については、町税や地方交付税の増に加え、ふるさと納税による寄附金が大きく伸びたことから、総額は112億8,714万4,000円となりました。前年度比で3億6,529万4,000円（伸び率3.3%）の増加であり、歳出同様に過去5年間で最大規模となっております。

この結果、差引額である形式収支は4億4,059万円の黒字となり、翌年度に繰り越すべき財源8,387万円を差し引いた実質収入額は3億5,672万円の黒字となりました。

次に、特別会計の決算の概略についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

国民健康保険特別会計は、歳入18億8,951万4,000円、歳出18億8,315万4,000円で、差引額は636万の黒字となっております。

後期高齢者医療特別会計は、歳入2億6,760万円、歳出2億6,657万円で、差引額は103万円の黒字であります。

介護保険特別会計は、歳入18億1,770万7,000円、歳出18億1,585万2,000円で、差引額は185万5,

000円の黒字となっております。

次に、4ページをお開きください。

地方卸売市場事業特別会計は、歳入1,154万7,000円、歳出740万8,000円で、差引額は413万9,000円の黒字となりました。

公園墓地事業特別会計は、歳入3,075万7,000円、歳出2,770万2,000円で、差引額は305万5,000円の黒字です。

東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会特別会計は、歳入901万1,000円、歳出737万9,000円で、差引額は163万2,000円の黒字となりました。

公営企業会計では、水道事業会計の水道事業収益は6億4,929万6,000円、水道事業費用は6億2,128万4,000円で、差引額は2,801万2,000円の黒字です。一方で、資本的収入の4億704万8,000円に対する資本的支出が5億4,265万円となり、不足額1億3,560万2,000円は過年度分損益勘定留保資金等で補填いたしました。

下水道事業会計では、下水道事業収益が5億8,360万円、下水道事業費用が4億2,726万1,000円で、差引額は1億5,633万9,000円の黒字であります。資本的収入1億3,690万円に対する資本的支出は3億2,905万6,000円で、不足額1億9,215万6,000円は当年度利益剰余金処分額等で補填しております。

続いて、令和6年度決算に基づく本町の主な財政指標について、概略をご説明いたします。

報告第7号および第8号をご覧願います。

まず、財政健全化判断比率ですが、実質赤字比率、連結実質赤字比率とともに收支が赤字でないため、比率はともにゼロです。

次に、実質公債費比率は8.5%で、過年度に発行した地方債の償還額増などにより、前年度の比率7.8%から0.7%上昇いたしました。将来負担比率は69.5%で、前年度の比率81.2%から11.7%ほど改善しております。現時点では健全な範囲にありますが、県内平均と比較すると依然、厳しい状況下にあります。

報告いたしましたとおり、各会計は決算時点で黒字となっております。ただし、自治体会計では地方債を収入として計上するため、将来的に返済負担が生じる点に留意する必要があります。

今後は消防庁舎の建設や一部事務組合が実施するごみ処理施設の整備など、大規模事業が控えております。こうした厳しい見通しを踏まえ、地方債の発行抑制や事務事業の見直しを一層徹底させるとともに、将来世代に過度な負担を残さないよう、財政の健全化に一層努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、報告第8号をご覧ください。

公営企業会計資金不足比率は、いずれの会計においても資金不足に陥っておらず、全て比率はゼロであります。

なお、報告事項には該当しませんが、自治体の財政力を示す財政力指数は0.66で、県内市町村の平均と、ほぼ同程度の水準を維持しております。

併せて、財政構造の弾力性を表す経常収支比率は、普通交付税など分母を構成する収入が増えた

ことなどにより92.9%となり、前年度に比べ1.6%ほど改善をいたしました。

以上の指標から、今後も自主財源の安定確保が重要ですが、大きな収入増は見込みにくく、地方交付税や各種交付金は国の政策により変動するため、財源確保の見通しは依然不透明な状況下にあります。こうした中で、ふるさと納税の取り組み強化により、寄附額は昨年度比で約1.2倍となり、17億4,000万円を超えることとなりました。今後も返礼品の充実と事業のPRを更に推し進め、歳入の増加に努めてまいりたいと思います。

議員各位および町民の皆様には、引き続きご理解、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、ただいまご説明申し上げました令和6年度決算につきましては、去る7月23日から8月4日までの6日間にわたり、中根監査委員・柴田監査委員のご両名により詳細なご審査をいただきましたことに改めてこの場をお借りし、感謝御礼申し上げる次第であります。

詳細につきましては、お手元の議案書等によりご審議いただき、適切なご認定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○飯田議長 以上で決算に関する提案理由の説明および報告は終わりました。

次に、監査委員から、決算審査報告および意見を求めます。中根監査委員。

〔中根一明 監査委員 登壇〕

○中根監査委員 監査委員を代表いたしまして、令和6年度の決算につきましてご報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項、第241条第5項および第292条において準用する地方自治法施行令第5条第3項、地方公営企業法第30条第2項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規定により、審査に付されました令和6年度大洗町一般会計および特別会計歳入歳出決算、基金運用状況、令和6年度大洗町水道事業会計決算、令和6年度大洗町下水道事業会計決算、令和6年度大洗町財政健全化判断比率、大洗町公営企業会計資金不足比率について審査を行ったので、別紙のとおり意見書を提出いたします。

それでは、意見書のほうですね、1ページをご覧いただきたいと思います。

最初に、令和6年度大洗町一般会計および特別会計決算並びに基金運用状況についてでございます。

審査の対象は、令和6年度大洗町一般会計歳入歳出決算および6つの特別会計決算でございます。

審査は、去る7月23日から8月4日までの間に、6日間実施いたしました。

審査の方法といたしましては、各会計の歳入歳出決算書および付属書類が関係法令に準拠して作成されているか、その計数が正確であるかについて、関係諸帳簿と照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取して実施したところでございます。

審査の結果、一般会計および特別会計歳入歳出決算について、審査に付された各会計の歳入歳出決算書および付属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ計数も正確であると認められました。また、予算の執行状況および決算の内容についても適正であると認めたところで

ございます。

次に、決算の概要でございますが、金額については先ほど町長のほうから報告がありました金額と同じですので、省略をさせていただきます。

次に、基金の運用状況でございますが、審査に付された基金の運用状況を示す書類の計数は正式であり、運用状況は適正であると認められました。

ここで、決算審査をしているなかで気が付きました点について、幾つか申し上げさせていただきたいと思います。

町税は、前年度より増加率は減少しているものの若干増加しております。また、前年度よりも増加率は減少しているものの、ふるさと納税を主とする寄附金も増加しております。特に大きく増加しているふるさと納税につきましては、その財源を生かし、多くの町単独事業の実施を可能にしているとともに、財政運営面でも健全性の確保に寄与しておりますので、引き続きその確保に尽力をしていただきたいと思います。

また、税等の収納率や納付率などについては、税の徴収率と国民年金保険料の納付率は若干良くなっていますが、国民健康保険税の収納率は若干悪くなっています。公平性の観点からも、引き続き関係各課が連携して、その向上に努力をしていただきたいと思います。

次に、財政指標等について見ますと、経常収支比率は92.9%と前年度に比較して1.6ポイント減となっておりますが、財政の硬直化が懸念される状況はまだ続いておりますので、より一層の経常経費の削減等に努める必要があると思います。

また、これらの指標以外に基金繰入金や繰越金等を考慮した実質的な基礎的財政収支についても確認をさせていただきましたが、ふるさと納税額が前年度より増えたことにより、前年度より黒字字が増えております。しかしながら、仮にふるさと納税額が大きく減ることになりますと、これに連動してプライマリーバランスにも影響を与えることになることが想定されますので、これらの状況をよく認識して財政運営にあたっていただきたいと思います。

次に、特別会計でございますが、これにつきましても先ほど町長のほうから報告がありました決算額と同じでありますので、金額のほうは省略させていただきます。

特別会計については、一部法定外の一般会計からの繰入金が見られる会計がありますので、一般会計の負担とならないよう、その運営に十分注意をしていただきたいと思います。

次に、基金の運用状況でございますが、財政調整基金など22件で、決算年度末現在高は、前年度比2億3,647万8,000円増の25億1,326万6,000円となっております。内訳については4ページの表をご覧いただきたいと思います。

基金については、一部が定期預金で運用されているところですが、最近の金利状況などを踏まえると、少しでも財源を確保するためにも、資金の状況を精査して積極的な運用について検討すべきものと思います。

次に、公営企業会計についてです。

一般会計と同様に7月19日から8月4日の期間に、6日間審査を行いました。

審査の方法につきましても、一般会計と同様に、関係職員からの説明聴取等により実施したところでございます。

審査の結果、関係書類につきましては、いずれも関係法令に準拠し、作成されており、計数も正確であり、経営成績および財政状況を適正に示しているものと認めたところでございます。

まず、大洗町水道事業会計決算の状況ですけれども、これも先ほど町長のほうから説明がなされました決算額と同じでありますので、金額のほうは省略させていただきます。

水道会計につきましては、現在は健全な状況ではありますが、昨年発生しました漏水事故を踏まえて、その再発防止のために老朽化した水道管の更新工事を加速させていることにより、今後、大きな負担が想定されますので、今後の事業運営にあたっては、財源の確保等に十分留意をしていただきたいと思います。

また、本年2月に茨城県、茨城県企業局、大洗町を含む21市町村と経営の一体化に関する基本協定を締結し、将来は経営が一体化されることとなりますので、水道施設の統廃合による効率的な運営等により、経営の健全化も期待されているところでございます。

次に、大洗町下水道事業会計決算についてです。

まず、決算の状況ですけれども、これも先ほど町長のほうから説明がなされました決算額と同じでありますので、金額のほうは省略させていただきます。

下水道接続人口、接続世帯数、ともに微増しております。下水道接続率は、対前年比で0.4%増の72.7%となっております。健全な経営を続けていくためにも、引き続き接続率の増加に努めていただきたいと思います。

次に、財政健全化の判断比率についての意見ですが、特段心配な数字とはなっておりませんので、指摘するべき事項はありませんでした。

また、公営企業会計の資金不足比率についても、各会計とも資金不足は発生しておらず、健全な状況であると認めたところであり、特に指摘する事項はありませんでした。

以上、簡単ではございますが、令和6年度の決算についての審査結果についてご報告申し上げます。宜しくお願ひいたします。

○飯田議長 監査委員による決算監査意見報告が終わりました。中根監査委員、御苦労さまでした。

議案第48号から議案第56号まで、令和6年度一般会計歳入歳出決算および特別会計歳入歳出決算については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託し、審査を行います。宜しくお願ひいたします。

なお、報告第7号、報告第8号につきましては、町長からの報告のとおりでありますのでご了承願います。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 日程第4、議案第57号 大洗町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定め

る条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

[國井 豊町長 登壇]

○國井町長 議案第57号 大洗町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第57号につきましては、児童福祉法が一部改正されたことに伴い、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が制度化され、令和8年度から全国で実施されることから、本町におきましても国の基準に沿って新たに条例を制定するものであります。

内容といたしましては、国の示す基準を踏まえまして、乳児等通園支援事業を実施する上で必要となります保育施設等における設備および運営に関する基準を定めるものであります。

以上、議案第57号について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○飯田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第57号 大洗町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○飯田議長 よろしいですか。

[「ありません」と言う人あり]

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第57号 大洗町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第57号は、原案のとおり決しました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第58号 大洗町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

[國井 豊町長 登壇]

○國井町長 議案第58号 大洗町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第58号につきましては、国会議員の選挙時の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙時における投票管理者や投票立会人等に係る報酬が見直されたことによるものであります。

また、いじめ問題調査委員会等の報酬につきましては、茨城県弁護士会より報酬額が示されたことにより、報酬等を見直すものであります。

以上、議案第58号について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書等によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○飯田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第58号 大洗町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。11番 坂本純治議員。

○11番 坂本純治議員 前回、全員協議会でも質疑ありましたけども、ちょっとお尋ねしたいんですが、確認をお願いをしたいと思うんですけども、ほぼ委員長となられる方、要するにですね——まずその言いますね。いじめ問題のほうの特別職のほうにお尋ねしたいんですが、役職として弁護士を中心とするということで説明をいただきました。また更に、委員のほうがそこに準じた者なのか、それともそこに準じた者であったとしても、何らかの資格を持ってらっしゃる方なのか、ここでの確認だけちょっとしてなかったもんですから、ここの確認をお願いをしたいと思います。

○飯田議長 深作次長。

○深作教育次長兼学校教育課長 委員ですけども、調査委員の委員としては、教育、法律、医療、心理、福祉等の専門的な知識および経験を有する者ということになっておりまして、その資格云々というよりも、専門的な知識、経験を有する者ということになります。でありますので、法律の専門家ということであれば弁護士さんということになるのかなということで、この間も説明したように、公平性を保つ観点からですね、県の弁護士会に推薦依頼をして、推薦していただくということになりますし、医療の関係であれば、県の医師会などの紹介によって委員を選出するということになると思います。あくまでも公平性を保った委員を選任していくということになります。以上です。

○飯田議長 ほか。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、採決いたします。

お諮りいたします。議案第58号 大洗町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第58号は、原案のとおり決しました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第59号 大洗町議会議員及び大洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

[國井 豊町長 登壇]

○國井町長 議案第59号 大洗町議会議員及び大洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第59号につきましては、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、条例を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、選挙運動用ビラについては7円73銭から8円38銭に引き上げ、また、選挙運動用ポスターについては541円31銭から586円88銭に引き上げを行うものでございます。

以上、議案第59号について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書等により、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○飯田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第59号 大洗町議会議員及び大洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。——すいません。失礼しました。よろしいですか。

[「議事進行」と言う人あり]

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、採決いたします。

お諮りいたします。議案第59号 大洗町議会議員及び大洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第59号は、原案のとおり決しました。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第60号 大洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

[國井 豊町長 登壇]

○國井町長 議案第60号 大洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第60号につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、条例を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、育児部分休業について、現行の「1日2時間の範囲内」を第1号部分休業とし、新たに第2号部分休業として「1年に10日相当時間数の範囲内で1日当たりの上限時間なし」の取得パターンを加えるものであります。

以上、議案第60号について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○飯田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第60号 大洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。5番 櫻井重明議員。

○5番 櫻井重明議員 全協でちょっとこちらの説明がなかったもので、いまいちわかりづらかったもので、ざっくりわかりやすく説明いただきたいなと思っての質問になります。

○飯田議長 清宮総務課長。

○清宮総務課長 議員のご質問にお答えいたします。

現行制度ではですね、育児休業というのは、先ほど提案理由にもございましたとおり、育児休業が終わってから小学校就学時までの間に、2時間をですね限度に30分単位で取れるというような制度が現行としてございました。今回、仕事と生活の両立支援の拡充ということで、新たな育児休業のパターンが追加されたと。それは1日単位で10日まで取れますよというような制度が拡充をされたというのがこの条例の概要でございます。

今まで2時間しか取れなかつたところがですね、そこは1年間で10日というようなもので、利用しやすい環境をですね、柔軟なそういう休業が取れるような体制をとったというのが総務省等の資料からは読み取れるところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。宜しくお願ひいたします。

○飯田議長 ほか。よろしいですか。

[「議事進行」と言う人あり]

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、採決いたします。

お諮りいたします。議案第60号 大洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第60号は、原案のとおり決しました。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第61号 大洗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

[國井 豊町長 登壇]

○國井町長 議案第61号 大洗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明いたします。

議案第61号につきましては、人事院規則の改正に伴い、条例を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、妊娠、出産や育児期の職員に対し、仕事と育児の両立支援のため、制度周知や意向確認を実施することを定めるものであります。

以上、議案第61号について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書等によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○飯田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第61号 大洗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。——よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、採決いたします。

お諮りいたします。議案第61号 大洗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第61号は、原案のとおり決しました。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第62号 大洗町地方卸売市場条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

[國井 豊町長 登壇]

○國井町長 議案第62号 大洗町卸売市場条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第62号につきましては、「卸売市場事業」運営の安定化と将来的な持続性の確保に向けて経営基盤の強化を図るため、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、市場施設の使用料を1000分の5 (0.5%) から100分の2 (2%) 以内とする上限額に改正し、市場使用料を規則で定めることを追加するものであります。

以上、議案第62号について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書等によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○飯田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第62号 大洗町地方卸売市場条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

11番 坂本議員。

○11番 坂本純治議員 すいません、飛び込み質問になります。

100分の2以内となりまして、これは考え方によっては、いわゆる定額制ですよという形で、運

営自体の金額によって若干の差異が出るというような認識でよろしいのかどうかの確認と、もう一点はですね、ここに関して、これからの将来的なものを考えて、2%という設定をされた根拠をお願いをしたいと思います。宜しくお願ひします。

○飯田議長 中崎農林水産課長。

○中崎農林水産課長 議員の質問にお答えしたいと思います。

まず初めにですね、2%の根拠について説明したいと思います。

こちらの使用料の上限の2%でございましてはですね、市場運営委員会で検討をしました経営戦略に基づくものでございます。これにつきまして10年間の見通しを、収入を見まして、令和8年にはですね0.8%、そして6年後の令和13年にはですね1%とする段階的な改定の計画を立てました。そのようななかで市場運営委員の皆様からはですね、漁業者の高齢化によりまして、漁業者の減少、そして水揚げ高の、量のですね減少、そして魚価のこれから変動ということも踏まえまして、速やかにですね健全な市場運営を図るためににはですね、今後10年間を見据えたなかで上限を2%とすることが望ましいとのことの意見をいただきまして、今回2%ということの設定をしているところでございます。

併せてですね、この経営戦略で掲げました地方公共企業の独立採算制に沿った財源確保の目標についてもですね、2%ということの設定をしておりますので、そういった経過を含めて2%ということを提案するものでございます。

この一番上の現状なんんですけども、平成28年にですね市場ができまして、10年目を迎えるところでございます。そういうたなかで、令和3年からですね、その市場整備のですね償還が始まりました。加えてですね、令和5年度になりますか、エネルギーの高騰で光熱費が約140%ほど増になりました。そういうたことも踏まえまして、令和5年度からこの市場運営委員会のなかで毎年この收支の状況を見ながら検討を重ねてきた結果、今回の提案になっておりますので、どうぞご理解のほう宜しくお願ひしたいと思います。以上です。

○飯田議長 11番 坂本議員。

○11番 坂本純治議員 ありがとうございました。ある程度の説明をいただいておりますけども、この流れはやはり致し方のないことなんだろうと思いまして、公的なものを資金としてまた補助をするというのも、またいろいろな独立採算制からすると難しいということ、理解はしております。

もう一つなんですけども、これを100分の2以内にする、これは、いつ、誰が、どのように決めるのかというのは、前年度の決算を見て決めるのか、そこだけ一点質問して終わります。

○飯田議長 中崎農林水産課長。

○中崎農林水産課長 再度の質問にお答えしたいと思います。

この市場の運営の検討については、直年、議員、行政、そして漁業者の関係の皆様方と組織をしております、町長の諮問機関でございます市場運営委員会のほうで毎年検討を重ねてまいりますので、その段階で、例えですね、今後10年間を見通したなかで上限の2%を超えることが必要になった場合についてはですね、またその時に速やかに、皆さん、議員さんの意見を聞きながらで

すね、加えて市場運営委員会のなかで検討してまいりますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。以上です。

○飯田議長 11番 坂本議員。

○11番 坂本純治議員 何度もすいません。3回目になりますけど。いわゆる2%以下と書いてありますけども、2%以下の場合、1.9%に今年度はしますとか、それを決定するタイミングと、決定する組織は、今大体組織はわかりましたけども、これはこういう可能性があるのかどうかも含めてのお尋ねなんですが、いわゆる2%よりアップではなくてですね、下がった場合はどのようなタイミングで、どのような算定根拠でやるか、お尋ねします。

○飯田議長 中崎農林水産課長。

○中崎農林水産課長 再度の質問にお答えします。

そうですね、2%が上限ということがありまして、今、経営戦略で掲げているのは、1%ということの計画は立てていますけども、魚価の状況を見まして、それが必要であればですね、その毎年毎年の市場運営委員会の検討のなかで検討をしまして、そのタイミングで望ましい上限率をですね、設定をして、町のほうで決めていきたいと思います。以上です。

○飯田議長 よろしいですか。

[「議事進行」と言う人あり]

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、採決いたします。

お諮りいたします。議案第62号 大洗町地方卸売市場条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第62号は、原案のとおり決しました。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 日程第5、議案第63号 令和7年度大洗町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

[國井 豊町長 登壇]

○國井町長 議案第63号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

令和7年度大洗町一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,503万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ108億5,660万円とするものであります。併せて、地方債の補正をするものであります。

5ページをご覧ください。

第2表地方債補正についてご説明申し上げます。

防災対策事業債につきましては、今回の補正予算に計上しておりますJアラート設備更新事業および被災者生活再建支援システム更新負担金の財源といたしまして540万円追加するものでございます。

次に、8ページをご覧ください。

歳出の主な補正内容についてご説明いたします。

議会費をはじめ各款に共通する補正内容といたしまして、各款に計上する給料、職員手当等の人物費につきましては、職員の人事異動等による増減調整でありますので、これらにつきましては説明を省略させていただきたいと思います。

9ページ上段をご覧ください。

2款総務費防災費の時間外勤務手当につきましては、7月30日にカムチャッカ半島付近で発生した地震に伴い発表された津波警報を受け、避難所開設等の災害対応に従事した職員の人物費として、41万1,000円を追加計上するものでございます。

Jアラート設備更新委託料につきましては、システムの更新に伴い、国から求められた新型受信機の整備費用として、委託料499万4,000円を追加計上するものであります。

被災者生活再建支援システム更新負担金につきましては、県のシステムの更新に伴い、費用の一部を各市町村で負担する費用として、負担金73万4,000円を追加計上するものでございます。

下段の賦課徴収費につきましては、当初予算編成時にはシステムの標準化に伴う帳票の様式や単価等が定まっていなかった印刷製本費について、不足が見込まれるため、46万円を追加計上するものでございます。

11ページをご覧ください。上段のほうをご覧ください。

3款民生費の障害者福祉費につきましては、10月から新たな障害福祉サービスとして適用される就労選択支援の創設に伴うシステム改修委託料として44万円を追加計上するものでございます。

老人医療費の後期高齢者医療特別会計繰出金の38万4,000円、国民健康保険特別会計繰出金の89万円、介護保険特別会計繰出金の400万9,000円につきましては、人事異動等による人物費調整分およびシステムの標準化に伴う印刷製本費等の不足額に対応するため、繰出金をそれぞれ追加計上するものでございます。

下段の児童措置費につきましても、システムの標準化に伴う印刷製本費の不足額14万5,000円を追加計上するものでございます。

12ページ、下段をご覧ください。

4款衛生費の水道事業費につきましては、人事異動等による人物費調整分として、水道事業会計への補助金9万9,000円を追加計上するものでございます。

13ページをご覧ください。

6款農林水産業費の農業振興費につきましては、神山地区排水路の横断橋陥没による排水路機能不全の解消と、物価高騰等に対応するため、排水路整備工事請負代860万円を追加計上するものでございます。

15ページ、下段をご覧ください。

10款教育費の事務局費につきましては、いじめ防止対策推進法28条に基づくいじめの重大事態が発生したため、第三者による調査を実施する費用として、報酬91万3,000円および旅費9万3,000円を追加計上するものでございます。

学校財産管理費につきましては、学校給食の調理器具「チームコンベクションオーブン」が経年劣化により損傷したことから、更新する費用として572万円を追加計上するものでございます。

16ページをご覧ください。

博物館費につきましては、博物館屋上の防水シート内部に水が溜まり、内部の腐食や雨漏りの原因となることから、早急に修繕するため、修繕料として154万円を追加計上するものでございます。

6ページにお戻り願います。

上段の歳入をご覧ください。

以上、これらの歳出を貯う財源といたしまして、国庫支出金22万円、県支出金130万円、繰入金726万円、繰越金2,085万4,000円、町債540万円を追加し、歳入歳出それぞれ3,503万4,000円を追加補正するものであります。

以上、議案第63号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○飯田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第63号 令和7年度大洗町一般会計補正予算（第2号）について質疑を行います。1
2番 菊地昇悦議員。

○12番 菊地昇悦議員 教育費の問題で伺います。

全員協議会でも説明されましてね、大体わかったんですが、いよいよこの予算に計上されまして、執行されるということになったわけであります。これまでには、こういう問題が発生しているというような、いじめ問題というのが発生しているというのは、なかなかわかりませんでした。わからなかつたんだけども、学校の内部では既にこういう問題が、生徒間ではその問題が共有されていたと思うんですよね。

そこでですね、この調査委員会を設置するということで、子どもたちにとって今どんな状況なのか、どういう受け止め方をされているのか、改めて伺います。

○飯田議長 深作教育次長兼学校教育課長。

○深作教育次長兼学校教育課長 それでは、学校の現場ですね、子どもたちがどのように受け止めているかということの質問でございますが、学校におきましては、毎月ですね、アンケートであつたり微収しながら、その都度、その都度ですね、先生方が話を聞いたり、相談に乗ったりして対応してございます。ということで、今の調査によりますと、ちょっとでも悪口を言われたらそれが一つのいじめというような態様になってしまっておりませんので、カウント数としては多くなってしまっている現状があります。

今回ですね、いじめの重大事態に発展してしまっておりますが、学校におきましては、各学校に

ですね、いじめ防止基本方針がありまして、それに基づいていろいろ対処してございます。定期的にですね、いじめ防止の対策委員会を開きながらですね行っておりまして、今回の重大事態が発生してしまった場合は、対策チームというものを作りまして対応してございます。そのような重大事態に対しては、学校、教育委員会、連絡取り合いながらしっかりやっておりますし、児童・生徒のですね日頃の生活もですね、十分注視しながら学校生活を見守っているということになってございます。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 毎月アンケートを実施していると。このいじめが、結局いじめですから、あるいは突発的になね、けんかしたとか何かするんならば、その僅かの時間の問題ですから、問題は簡単なんですよね。いじめですから、長い時間かけて様々なことがやられたというふうに思うんです。ですから、当事者以外でも同じクラスの者たち、生徒たちにとっても、これ非常に重い課題だと思うんですよね。いじめがあったのに、それをきちんと、こういうのを見たよというようなこととか、心配だとか、そういうのがなかったとすれば、これは、たった僅か1人、いじめた者に対する付度といいますかね、これをかばうようなことになってしまって、本当のことがつかめていけないと思うんですね。ですから、そのアンケートを取り組むことは、それはとてもいいことだと思いますが、このアンケートの毎月やったとしても、このことが把握できなかつたという、こういう点からすると、教職員の受け止め方、先生方の受け止め方は、一体どういうふうに検証されているのか、あるいは検証過程なのか、伺います。

○飯田議長 深作教育次長兼学校教育課長。

○深作教育次長兼学校教育課長 学校内ですけども、先ほど言いました対策委員会であるとか、いろいろな学校内の組織ですね、管理職を含めながら、生徒指導であったり、学年主任であったり、当然チームとして情報を共有しながら、いろいろ情報をですね聴取してですね、その時において、当然1人、例えばですけど、加害者が、あるいは被害者が複数名いるような状況があれば、当然聞き取りをしながら、一つ一つ適切に進めていくということになっておりますので、状況を把握した段階で先生方も共有しながら進めているということになると思います。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 アンケートの問題ですが、被害を、いじめられている側が、私はこういういじめを受けてますということが記入されていなかったということなんでしょうかね。それが把握できなかつたというのは。いじめた側は書かない可能性はありますけどね、やられた側はとても苦痛になっている、とてもじゃないが学校へ行きたくないというような状況になっているにもかかわらず、そのことが記されてないということ、これは一体何故なんだろうというふうに、私はこのことで思ってしまうんですよ。それが全然そういうことはないんだということになれば、それでいいんですけども、そういう問題が横たわっているんじゃないかと、これがクラス全体のなかでそういう雰囲気がね、横たわっていたんじゃないかというふうに、そういうふうにも思うんですね。ですから、教育委員会、第三者委員会もありますけども、先生方のアンケートの在り方含めて、しっ

かりと第三者の委員会にとらわれずに、自分たち自身も見直していくべきではないかというふうには思いますが、どうなってますか。

○飯田議長 長谷川教育長。

○長谷川教育長 菊地議員のご質問にお答えさせていただきますが、いじめというものは、本当に無くならないというように思っております。ただ、教職員が何も見ず、手を差し伸べないわけではありません。このいじめに関してはですね、突発的なものであれば、すぐに対処は、先ほど議員が言ったように対処できますが、これが長期にわたっていますと、なかなか厳しいものが行うと。例えば、これは大洗町ばかりではないですが、小学校であったいじめが今度は中学校に行くと逆転現象が起こる。あの時こういうふうにやられたんだっていうようなことで、今度、体格差が変わり出していくと、そういうようなことが起こる。中学校の先生はその事象だけしかわからなかつたものが、どんどん突き詰めていくと小学校の頃からだと。小学校の頃っていうとどういうふうになっていたっていうことで、そこからもしっかりと見つめていかなければいけないと。先ほど議員が言ったように、子どもたちに対してはアンケートを取っております。先生方に対しては、しっかりといじめに対しての姿勢をしっかりとるような対応をしていただく。今回、いじめの基本方針が変わりまして、変わったというか、詳細になりました、こういう状態は1号議案、2号議案というふうになりましたけども、今までとはざっくりで、いじめられたほうがいじめられたと言えば、それはいじめになるという形になっていたものが、だんだんだんだん詳細が、もう暴力もいじめになるだろうというような形になると。そういうことを考えた時に、細かくなつたことによって先生方もちゃんと整理をしなきゃいけないと。そして、議員の皆様が本当に不安をしている、今回2件の重大事案が出ましたが、それ以前に食い止められるように、各学校でもアンテナを高くして、些細なことでもしっかりと子どもたちと寄り添える環境を今後もつくっていきたいと考えておりますので、全員協議会でも言いましたが、議員の皆様にお声が入りましたらば、遠慮なさらずに教育委員会のほうに情報を提供していただければ、また対応がスムーズになるんじゃないかなと思いますので、宜しくお願ひいたします。

○飯田議長 ほか。9番 今村和章議員。

○9番 今村和章議員 13ページのですね、農業振興のですね排水路整備工事請負の件について質問したいと思います。

全協の資料ではですね、橋の没落によりましてこうなったということありますけども、その背景ですね、どうしてその橋の没落が起こったか、要因となるものが何だったのかっていうのをまず質問したいと思います。

○飯田議長 中崎農林水産課長。

○中崎農林水産課長 議員のご質問にお答えしたいと思います。

この没落というか陥没の背景なんですけども、この神山地区の水田はですね、ちょうど約35年前に整備したところでございまして、かなり老朽化が進んでおります。神山地区のこの大排水路というところがあるんですけども、その大排水路にはですね、14本の農道がかかっているわけでご

ざいますけれども、それを老朽化に伴いまして今改修をしているところでございまして、一番の原因は老朽化というところになります。以上です。

○飯田議長 9番 今村議員。

○9番 今村和章議員 ありがとうございます。そうしますと、老朽化ということで、先ほど答弁にもありましたとおり、まだほかにも老朽化ですね、そういう部分が出てくるんじゃないかなとちょっと心配されますけども、先ほど課長のほうからも14本あるというところですけども、そういった心配のある場所というのは、他にもまだあるんでしょうか。

○飯田議長 中崎農林水産課長。

○中崎農林水産課長 再度の質問にお答えします。

この14本あるんですけども、今年度、この13号、14号っていう橋の名前をつけてますけども、今回で、今年度で終了しますので、神山地区のこの老朽化されました農道の改修は、今年度終了ということになってございます。以上です。

○飯田議長 5番 櫻井重明議員。

○5番 櫻井重明議員 私も今村議員と同じ箇所だったんですけども、私また別の意味で、この金額が、町長のご説明で私の聞き漏らしか何かだと思うんですが、物価高騰により、この金額がかかってたっていうふうな伺い方をして、それのみだけでこれだけの金額が上がったのかなっていうふうに思ったんですけども、それについてご説明願います。

○飯田議長 中崎農林水産課長。

○中崎農林水産課長 再度の質問にお答えしたいと思います。

今回ですね、13号と14号の改修の工事でございますけども、去年ですね、9号、10号、12号の農道の工事を行ったところでございます。そのなかでですね、昨年度ですね、この夏海地区の水田なんですけども、その水田の水源はですね、その上にある夏海地区の畑からの湧水で賄っているところでございます。そのですね、夏海地区から湧き出るその湧水がですね、昨年度、当初よりもですね、想定よりも、かなり多くの湧水がきまして、昨年度その工事をする時に、排水路の農道を撤去した時に、押さえている側面の法面が崩れる発生がございました。そういうことでですね、その地山の自立がですね困難になっているところでございまして、排水路の側面が支えられないということが発生しまして、今回それを設計のなかで盛り込んだことに伴いまして少し工事費のほうが当初予定よりも増が見込められまして、今回補正の提案をしているところでございます。以上です。

○飯田議長 ほか。10番 勝村勝一議員。

○10番 勝村勝一議員 全協のほうで説明は受けたんですが、博物館のほう、16ページ、すいません、再度質問させていただきますけども、一部屋根から雨漏りがしてるということで、今後、大規模改修の考えはお持ちになってらっしゃいますかね。かなり改修してから年数が経ってますんで、すいません、宜しくお願ひします。

○飯田議長 磯崎生涯学習課長。

○磯崎生涯学習課長 ただいま、勝村議員のほうから、ちょっと雨漏りをしているのかというような

発言があったと思うんですが、今現在、雨漏りまでは至っておりません。屋上の躯体と防水シートの間に水が入り込んでいる状況ですので、雨漏りをしている状況ではないんですけども、やはりその水分がコンクリートのほうに浸みてるんじやないかというような恐れがありますので、それを解消するために今回は部分補修をするということでございます。

それと、大規模改修の考えがあるかということでございますけども、こちらの防水シートのほうが施工したのがもう15年以上経過しているということでございますので、屋上のシートのほうを直接見た限りですと、まだ大丈夫かなというふうには思いますが、やはり年数も経っているということでございますので、様子を見てですね改修のほうはしていきたいというふうには考えております。ただ、いつというようなことは、まだ計画しておりません。以上です。

○飯田議長 10番 勝村議員。

○10番 勝村勝一議員 課長、ありがとうございます。15年経ってるということで、もう改修の時期に来てるかなと思ってますし、全体からいうと、コンクリートなので、正面のね塗装もきっとやらないと、コンクリートの場合は経年劣化すると水も入る懸念もありますし、中のあの鉄筋、鉄筋が大洗、潮風もありますから、中でこう腐食してる、爆発する感じもありますので、早急な対策をとらないと、全体的に検査していただいて、どんな感じかなと思うんですが、課長、そこら辺の全体的な改修に向けての検査をするあれば考えてますか。

○飯田議長 磯崎生涯学習課長。

○磯崎生涯学習課長 おっしゃるとおり別館のほうがですね、相当古い建物ということでございますけども、建物も古いこともありますし、文化財という観点もありますので、そこはですね、建築士とも相談しながらですね、改修のほう、どういった方法がとれるかとか、いつ頃やつたらいいかということについては、これから検討していきたいと思っております。以上です。

○飯田議長 10番 勝村議員。

○10番 勝村勝一議員 茨交さんでずっとあの博物館やっていただけてましたので、それからずっと別館のほうはそのままなんですよね。年数からいうと、数十年経ってますよね。ということは、将来あれを存続させるのか、新たに改修して全面的に建て替えをするのか、そこら辺のお考えはありますかね。改修してるとかなりお金はきっとかかると思うので、考え方によっては新たな方策を考えなきやならないかなと思うんですが、課長、そういう、最後ですが、そういう考えはございますかね。すいません。

○飯田議長 磯崎生涯学習課長。

○磯崎生涯学習課長 博物館のですね別館のほう、古い建物のほうを建て替えるとなれば、これは根本的に博物館としてその機能を維持していくのかというようなことを考えた上での対応になってきますので、そこは慎重にですね、考えていきたいと思っております。以上です。

○飯田議長 ほか。よろしいですか。

[「議事進行」と言う人あり]

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第63号 令和7年度大洗町一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第63号は、原案のとおり決しました。

ここで暫時休憩といたします。再開は午前10時50分を予定いたします。

(午前10時37分)

○飯田議長 それでは、再開いたします。

(午前10時50分)

◎議案第64号ないし第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第64号 令和7年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第65号 令和7年度大洗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第66号 令和7年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第67号 令和7年度大洗町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

[國井 豊町長 登壇]

○國井町長 議案第64号から議案第67号まで、一括して提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第64号をご覧ください。

令和7年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ204万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を18億1,211万5,000円とするものであります。

3ページの下段をご覧ください。

歳出の補正内容についてご説明申し上げます。

1款総務費の一般管理費および徴税総務費の帳票作成委託料につきましては、一般会計と同じく人事異動等による人件費の増減調整およびシステム標準化に伴う不足額を追加計上するものでございます。

徴税総務費の国保賦課システム改修委託料につきましては、医療保険料と併せて、子ども・子育て支援金を徴収する制度に対応するため、110万円を追加計上するものでございます。

上段の歳入をご覧ください。

以上、これら歳出を賄う財源といたしまして、国庫支出金115万4,000円、繰入金89万円を追加し、歳入歳出それぞれ204万4,000円を追加補正するものでございます。

続きまして、議案第65号をご覧ください。

令和7年度大洗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ302万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,884万円とするものであります。

3ページ下段をご覧ください。

歳出の補正内容についてご説明申し上げます。

1款総務費徴収費の印刷製本費につきましては、一般会計と同じくシステム標準化に伴う不足額38万4,000円を追加計上するものでございます。

委託料につきましては、国民健康保険特別会計と同じく、子ども・子育て支援金制度に対応するため、委託料264万円を追加計上するものでございます。

上段の歳入をご覧願います。

以上、これら歳出を賄う財源といたしまして、繰入金38万4,000円、国庫支出金264万円を追加し、歳入歳出それぞれ302万4,000円を追加補正するものでございます。

続きまして、議案第66号をご覧ください。

令和7年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ512万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億7,939万5,000円とするものであります。

5ページをご覧ください。

歳出の補正内容についてご説明申し上げます。

1款総務費の一般管理費および賦課徴収費につきましては、一般会計と同じく、人事異動等による人件費の増減調整およびシステム標準化に伴う不足額を追加計上するものでございます。

下段の6款諸拠出金の介護保険事業負担金等返還金につきましては、令和6年度分の精算による国・県・支払基金への返還金として、合計で111万3,000円を追加計上するものでございます。

3ページへお戻りください。

上段の歳入をご覧ください。

以上、これら歳出を賄う財源といたしまして、繰入金400万9,000円、繰越金111万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ512万2,000円を追加補正するものでございます。

続きまして、議案第67号をご覧ください。

令和7年度大洗町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入および支出について、収入の水道事業収益9万9,000円追加し、補正後の予定額を6億9,738万2,000円とするものであります。また、支出の水道事業費用の予定額を33万6,000円追加し、補正後の予定額を6億7,500万6,000円とするものであります。

2ページをご覧ください。

収益的収入支出の補正予算につきましては、一般会計と同じく、人事異動等による人件費の増減調整によるものでございます。

以上、議案第64号から議案第67号までの提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○飯田議長 提案理由の説明は終わりました。

ここで一旦休憩します。

(午前10時56分)

○飯田議長 それでは、再開いたします。

(午前10時57分)

○飯田議長 これより議案第64号 令和7年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第64号 令和7年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第64号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第65号 令和7年度大洗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。11番 坂本議員。

○11番 坂本純治議員 本来であれば国保のほうでも質問しようかなと思ったんです。子ども・子育て支援の今回改修があつたりしておりますけども、現状のいわゆるそのシステムとして医療費から子ども・子育てという形になりますけども、これが今、制度設計としてどのような形でこの制度設計が変更になってくるのか、どのようにその支援ができるのか、この辺がですね、よく私理解できていないところがたくさんありますし、いわゆる縦割り行政からすれば、厚生省関係でどうから多分問題ないとは思うんですけども、ただ、とはいって、どのような形で予算編成、またはこういう特別会計的な企業会計にそういうものが入ってきて、全体の予算のなかでどのように今後動いていくのか、わかる範囲で結構ですから、今の現状での制度設計をお願いしたいと思います。

○飯田議長 小沼住民課長。

○小沼住民課長 坂本議員のご質問にお答えいたします。

子ども・子育て支援金制度でございますが、深刻化する少子化問題に対応しまして、子育て世代を社会全体で支援するための財源を確保し、子ども・子育て政策の費用に充当するため、令和8年度から国民健康保険などのですね医療保険者から支援納付金を徴収することが定められております。

国保の場合ですと、現在、医療費分、それから後期高齢者分、それから介護分と三つに分かれて課税しておりますが、そこにですね、新たにですね、子ども・子育て支援金分をですね新たに追加して、そこで課税していくという改正になっております。それのですねシステム改修ということで今回提案させていただいております。

○飯田議長 11番 坂本議員。

○11番 坂本純治議員 ありがとうございます。いわゆるですね、制度設計のなかで、例えば国保でもそうですけども、いわゆる4方式とてあったり3方式になっていろいろですけども、変わりましたけどもね、その方式として、例えば均等割とかありましたけども、それはどこの部分に今度かかるくるんですか。新しいその部署っていうか徴収の場所ができるのか、それとも全体のなかから何%という形なのか、そのあたりの制度の運用についてもお尋ねをしたいと思います。

○飯田議長 小沼住民課長。

○小沼住民課長 今回のですね、子ども・子育て支援金分のほうですが、やはりですね、ほかの部分と一緒にですね、所得割と、あと均等割のほうが設立されまして、そこでパーセンテージを掛けて課税するというふうになっております。以上です。

○飯田議長 坂本議員。

○11番 坂本純治議員 わかりました。大体何となくですけども、実際に動いてみて、それを今度、こども課のほうに予算として上げることになるんでしょうか。その流れだけ確認して終わります。

○飯田議長 小沼住民課長。

○小沼住民課長 再度のご質問にお答えします。

財源といたしましては、その子ども・子育て支援金の分をですね、こども課ですと、今度のですね条例改正しました、こども誰でも通園制度の給付費とかですね、あとは児童手当、そういうところに予算のほうが使われると思います。以上です。

○飯田議長 ほか。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第65号 令和7年度大洗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第65号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第66号 令和7年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第66号 令和7年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第66号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第67号 令和7年度大洗町水道事業会計補正予算（第1号）について質疑を行います。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第67号 令和7年度大洗町水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第67号は、原案のとおり決しました。

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 日程第6、議案第68号 7国補公園第0-1-1号「トヨペットエンジョイパーク大洗」野球場改修工事請負契約の締結について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

[國井 豊町長 登壇]

○國井町長 議案第68号 7国補公園第0-1-1号「トヨペットエンジョイパーク大洗」野球場改修工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

議案第68号につきましては、大洗町公園施設長寿命化計画に基づき、トヨペットエンジョイパーク大洗野球場の外野フェンス改修工事の請負契約を締結するものでございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札により令和7年7月29日に入札会を執行した結果、株式会社大貫工務店が6,250万円で落札し、これに取引に係る消費税および地方消費税の625万円を加えました6,875万円にて請負契約を締結するものでございます。

本案につきましては、大洗町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第68号について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書等によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第68号 7国補公園第0-1-1号「トヨペットエンジョイパーク大洗」野球場改修工事請負契約の締結についてについて質疑を行います。9番 今村和章議員。

○9番 今村和章議員 質問というより確認なんですけども、7番目の工期ですね、議決の翌日からということになっておりますけども、現在その野球場というのは、12月からはですね、芝の養生のために使わないということになっておりますけども、翌日からとなりますと、その期間は使用を禁止するんでしょうか、それとも、やり方があつてですね、その部分だけ、フェンス工事だけ進めながら使わせるのか、その部分だけちょっと確認だけしたいと思います。

○飯田議長 田中都市建設課長。

○田中都市建設課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

工期のほうですね、翌日からというところで、3月13日までというところなんですけれども、まだ本契約に至っていないので、工程表といったものは出てきていませんけれども、通常ですとフェンスをですね、工場のほうで制作します。そちらのほうが大体2カ月から3カ月かかるというところで、年内、あくまでもこちらでの想定なんですけれども、年内に関してはその工場で材料を制作してですね、その養生期間に入りましたら、年明けからですね、通常、設置のほうに入ってしまえば1カ月程度で終わりますので、養生期間で設置するということなので、特に使用に関しては問題ないというところで考えております。以上です。

○飯田議長 8番 小沼正男議員。

○8番 小沼正男議員 フェンス工事概要なんですけども、フェンスの撤去、フェンス設置工事、これだけなんですか。スコアボードのほうはどうなんでしょうか、これ。ちょっとお聞きしたいと思います。

○飯田議長 田中都市建設課長。

○田中都市建設課長 今回のただいまのご質問なんですけれども、フェンスだけなのか、内容ですね、というところで、今回の改修工事に関しては、あくまでも外野のフェンスを撤去して新設するということですので、その他の工事は含まれておりません。以上です。

○飯田議長 8番 小沼議員。

○8番 小沼正男議員 これ、スコアボードもかなりちょっと傷んでいるかなというふうにいつも見てるんですけども、これはやる予定はないんですか。

○飯田議長 田中都市建設課長。

○田中都市建設課長 再度のご質問で、スコアボードの改修というところで、確かに全体的に鋼材の腐食というところが進んでございまして、施設の長寿命化、修繕計画のなかでもですね、ちょっと悪い判定のほうが出てございます。ただですね、こちらにつきましては、スコアボードの改修というところで生涯学習課、管理しているところでですね、その辺ですね、スコアボードを改修するかどうかというところは協議しながらですね、今の現状で、するかどうかっていうのは、ちょっとお答えというところはできないんですけども、やるかどうか、財政的な負担、実際に概算費用としても今現状で大体1億円を超えるような金額が、概算ですけれども出ておりますので、財政的な面もございますので、今後どうするかというところは、財政面も含めた形で協議していかねばと考えております。以上です。

○飯田議長 ほか。

[「議事進行」と言う人あり]

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第68号 7国補公園第0-1-1号「トヨペットエンジョイパーク大洗」野球場改修工事請負契約の締結について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第68号は、原案のとおり決しました。

◎同意第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 日程第7、同意第12号 大洗町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

[國井 豊町長 登壇]

○國井町長 同意第12号 大洗町教育委員会委員の任命についてにつきまして、提案理由をご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

本案につきましては、生越 達氏を、大洗町教育委員会委員として任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

生越 達氏は、令和6年10月1日からお務めいただきました。このたび、引き続き、大洗町教育委員会委員として任命するものです。

なお、任期は4年となっております。

以上、同意第12号について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましてはお手元の議案書によりご審議の上、ご同意のほど、宜しくお願ひ申し上げます。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

これより同意第12号 大洗町教育委員会委員の任命について、質疑、討論を省略して採決いたします。

お諮りいたします。同意第12号 大洗町教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがいまして、同意第12号は、原案のとおり同意することに決しました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長　日程第8、発議第3号　大洗町太陽光発電設備の適正な設置、管理等に関する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。8番 小沼正男議員。

〔8番 小沼正男議員 登壇〕

○8番 小沼正男議員　それでは、提案理由の説明をいたします。

現在、大洗町町内において事業用太陽光発電設備を設置する場合は、茨城県が定めている「太陽光発電施設の適正な設置・管理のためのガイドライン」に基づき運用を行っております。

本条例においては、太陽光発電設置場所への立入調査や町の指導に従わない事業者への勧告を行うなどを想定し、周辺地域における災害発生の防止、並びに良好な景観および地域住民の生活環境の保全を図り、町民の安全および安心を確保することを目的として、本条例を制定するものであります。

議員各位におかれましては、何とぞこの条例の趣旨をご理解いただき、ご賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明をいたします。

○飯田議長　提案理由の説明が終わりました。

これより発議第3号　大洗町太陽光発電設備の適正な設置、管理等に関する条例について質疑を行います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長　以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

発議第3号　大洗町太陽光発電設備の適正な設置、管理等に関する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長　異議なしと認めます。したがいまして、発議第3号は、原案のとおり決しました。

◎請願の委員会付託

○飯田議長　日程第9、請願の委員会付託について報告いたします。

本定例会において受理しました請願は1件であります。会議規則第93条の規定に基づき、お手元に配付しました文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

◎報告第9号の上程、報告

○飯田議長　日程第10、報告第9号　大洗ターミナル株式会社の令和6年度事業報告並びに令和7年度事業計画について報告を求める。國井町長。

[國井 豊町長 登壇]

○國井町長 報告第9号 大洗ターミナル株式会社の令和6年度事業報告並びに令和7年度事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告するものであります。

4ページをお開きいただき、事業報告書をご覧願います。

概略でございますが、第41期目にあたる令和6年度は、日本経済はコロナ禍の影響から脱した後、企業収益が過去最高を更新するなど、企業部門は堅調さを維持し、緩やかな回復が続いている一方、家計部門においては、名目賃金の伸びが物価上昇にいまだ追いついていないことから、個人消費は力強さを欠いており、景気の回復力は弱い状態が続いております。

このような状況下におきまして大洗ターミナル株式会社は積極的な営業活動を展開するとともに、各部門において業務のコスト合理化や経営全般の効率化に努めた結果、売上高につきましては10億1,042万6,292円、税引前当期純利益は3,166万5,009円、法人税住民税事業費は839万3,500円、最終の当期純利益は2,327万1,509円となり、前年を1,555万3,340円上回る利益を計上し、第41期を終了することができたとのことであります。

なお、詳細につきましては、5ページ以降の報告書のとおりであります。

続いて、第42期となる令和7年度の事業計画についてご説明いたします。

24ページをお開きください。

フェリー部門において、昨年度就航した「さんふらわあ かむい」に続いて「さんふらわあ ぴりか」が同じく深夜便として7月に就航いたしました。深夜便が2隻とも新造船となることにより、貨物取扱量が増大することが予想され、大洗港の更なる活性化が期待されます。

これまで築き上げてきた船社との信頼関係を損なうことがないよう、「安全」「正確」を第一テーマとして、円滑に港湾荷役の作業を行えるよう、全社員で安全意識の向上に努めるとともに、急激な物価高や人材確保に採用するためのフェリー業務委託料金の増額交渉については、危機感を持って全力で取り組むことといたします。

次に、26ページには、令和7年度損益予算書がありますが、税引前当期純利益として3,452万3,000円を見込んでおり、物価高騰等の厳しい状況下でも利益を上げられるよう、更に努力していくことであります。町としても法人の安定経営に向け、引き続き、指導、監督してまいりたいと思います。

以上をもちまして報告第9号の説明とさせていただきます。

○飯田議長 以上、町長からの報告のとおりでありますのでご了承願います。

◎寄附の受入れについて

○飯田議長 日程第11、寄附の受入れについて報告を求めます。國井町長。

[國井 豊町長 登壇]

○國井町長 今回も有り難いご寄附2件、高額なものをいただきました。

1件目でありますけれども、企業版ふるさと納税として、東京都港区のMGキャピタル 代表取締役 小野新太郎さんから100万円いただきました。これは永町で展開しております飲食店「波と月」の所有者であります。

続きまして、やはり企業版ふるさと納税で、大洗町出身でございます水戸市元山町の税理士法人ゼニックス・コンサルティング社員税理士の関根俊輔さんから同じく100万円、どちらもこの第3期海の街大洗創生推進プロジェクトの一助としてということでご寄附をいただきましたので、それぞれご寄附いただいた皆様方の思いを胸に、一円たりとも無駄にすることなく我が町の更なる推進のため、活用させていただきたいと思います。以上です。

○飯田議長 以上で、寄附の受入れの報告は終わりました。

◎散会の宣告

○飯田議長 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終わりました。

次の本会議は、明日9月3日午前9時30分から、3名の議員による町政を問う一般質問を行います。

本日は、これをもって散会といたします。

各位大変ご苦労様でした。

散会 午前11時20分